

第3章 風景づくり計画区域の設定

3-1. 区域設定の考え方

(1) 全市を対象とした風景づくりの必要性

糸満市においては、市全域にわたって数多くの風景資源が分布しており、それら風景資源の一つ一つが地域の個性を感じさせる大切な風景を形づくっています。

これらの風景資源を守り、育て、そして活かしていくためには、市全域にわたって風景づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、本市の特徴的な地形が創りだす豊かな眺望を保全していくためにも、特定の範囲を対象とした風景づくりだけでなく、視点場と視対象の関係からみた広域的な風景づくりの施策が必要となってきます。

そこで、本計画では市全域（面積約 4,663ha）を風景づくり計画区域として設定し、さらに、本市の海の風景を構成する重要な要素である干潟・浅瀬までを含むものとします。

(2) エリアの設定にあたって

糸満市は風景のまとまりから、以下の3つのエリアに分けることができます。

【市街地エリア】市街化区域

- ・市街地エリアは、ロータリー、漁港を中心とした字糸満、潮平、照屋などの集落を含めた既成市街地と埋め立てにより形成された西川町、西崎（町）、潮崎町や糸満南土地区画整理地区を中心とした新市街地により構成されており、異なるまちの表情を見せています。これらの立地要因が異なる地区それぞれに対して、個性ある市街地の風景づくりを行っていく必要があります。
- ・ハーレー、大綱引きなどの祭事が行われるロータリー、漁港周辺においては、糸満市の顔としての風景づくりが求められています。

【東部エリア】兼城地区（市街化区域を除く）、高嶺地区（市街化区域を除く）

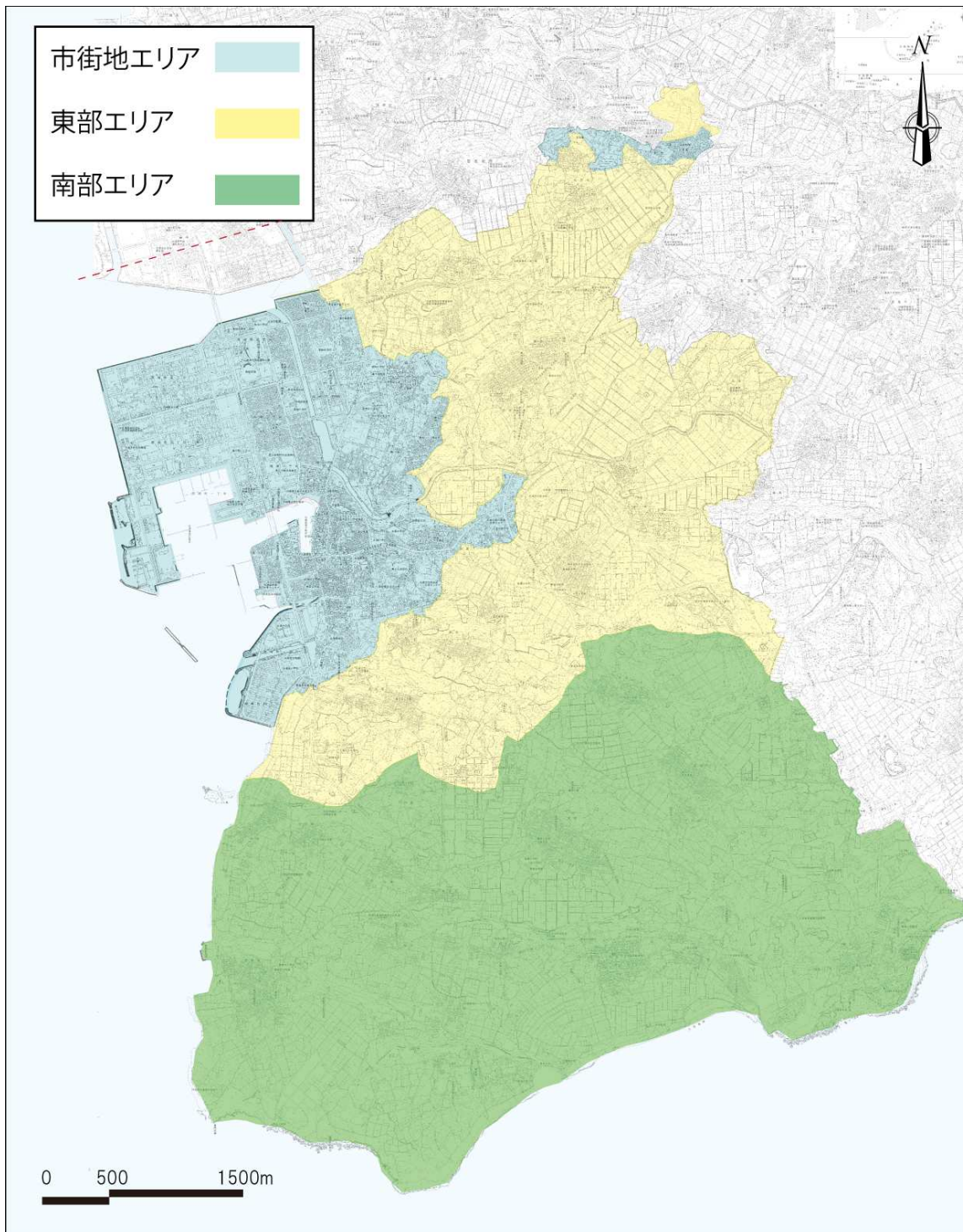
- ・もともとは自然を利用した歴史性のある集落を形成していましたが、現在では新興住宅地、幹線道路の沿道の開発が行われ市街化が進みつつあります。
- ・住宅系と農業系の土地利用の混在が風景の特徴の一つであり、これらの一体的な保全を基本とした風景づくりが必要です。

【南部エリア】真壁地区、喜屋武地区、米須地区

- ・小丘陵を中心に土地利用が展開されています。主には丘陵の南東側に集落が形成することで冬季の強烈な季節風を避け、夏季の穏やかな涼風を受け入れるように発達しています。集落の全面に農地が広がり、豊かな農村地帯を形成しています。
- ・このような土地利用単位が小丘陵ごとに構成されています。丘陵に依存した生活様式は薄れつつありますが、集落としての形態は基本的には保持されています。

3-2. 一般計画区域の設定

本計画においては、市域全体（4,663ha）に干潟・浅瀬までを含めた範囲を「一般計画区域」として定めます。



図：風景づくり計画の対象範囲【風景づくり計画区域図】

3-3. 景観形成重点地区の設定

景観形成重点地区（以下、「重点地区」とする）は、本市を代表する優れた風景を有し、その風景の保全を確実にを行うことを必要とする地区、新しい糸満市の顔としての風景を形成していく地区、またその風景が将来における地域振興に寄与する可能性が高いと見込まれる地区を指定するもので、本市の風景づくりを牽引する役割を担います。

また、重点地区は、必要な事業・支援策などを導入する一方で、エリアごとの一般基準と異なり、よりきめ細かな重点地区基準を設定することから、対象地区に関わる市民、事業者などの風景づくりに対する意向が重要になります。重点地区は、景観計画策定時に対象となる候補地を選定し、対象地区に関わる市民、事業者などの意向を踏まえ、実現に向けて検討を進めます。

（１）重点地区の指定理由

重点地区の指定にあたっては、市民アンケートの結果や地区部会での意見をもとに挙げられた候補の中から、糸満市への多くの来訪者にとっての玄関口となるということ、道路拡幅により大幅な景観の更新が予想されることから「ジョーグラー地区」と「国道 331 号沿道地区」を、また本市を代表する優れた農村風景を有し、その風景の保全が重要であることから「米須集落」を指定することとします。

①糸満景観形成重点地区（ジョーグラー地区、国道 331 号沿道地区）

この地区は、山巔毛、白銀堂やロータリーといった特徴的な風景資源を有しており、かつ糸満地区を語る上で欠かすことのできない漁港とのつながりの中で発展してきたという歴史を有しています。しかし、当該地区が本来有していた海とのつながり、ジョーグラー文化に代表される地域の営み、それらを支える風景は既に失われつつあり、さらには今回の道路拡幅により全く新しいまちへ変わろうとしています。

こうした状況の中で、空き家の増加や商業施設の減少といった問題の進行、バイパスの開通に伴う交通量の減少などにより疲弊感が漂っています。そこで、今回の道路整備を一つの契機と捉え、風景づくりの取り組みとあわせて面的なまちづくりを行う必要があるため、重点地区に位置づけます。

②米須集落景観形成重点地区

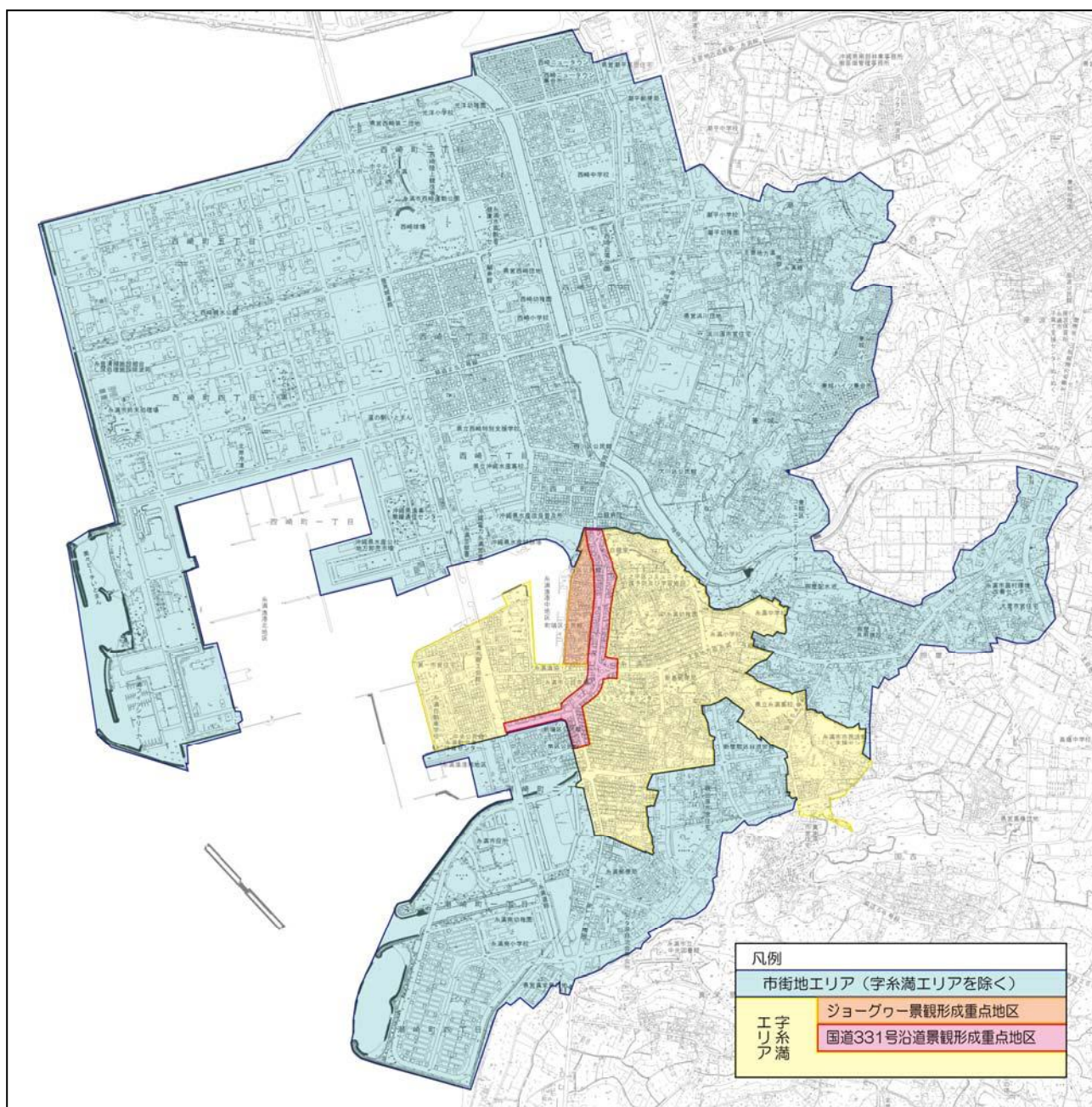
この地区は、真壁、喜屋武地区とともに戦後の旧三和村を構成していた字の一つです。地域の歴史は非常に古く、現在も綱引き等の伝統行事や地域コミュニティのつながりが比較的強く残っています。また、米須グスクからゆるやかな斜面地を経て海岸へ至る地形、森の緑と海の青、集落の建物が織りなすコントラストが本地区における風景の魅力となっています。しかし、集落内での石積みや屋敷林の消失、ごみの投棄によるイノー（礁池）の環境悪化など、これまで受け継いできたものの減少や、国道沿いの屋外広告物の増加、農村集落らしくない開発など、風景の変化も顕在化しています。

そこで、“米須村丸ごと生活博物館”など地域が主体的に実践している様々な活動の支援も視野に入れ、米須らしい風景の価値を確認し、守り育み、次世代へつないでいくため、重点地区に位置づけます。

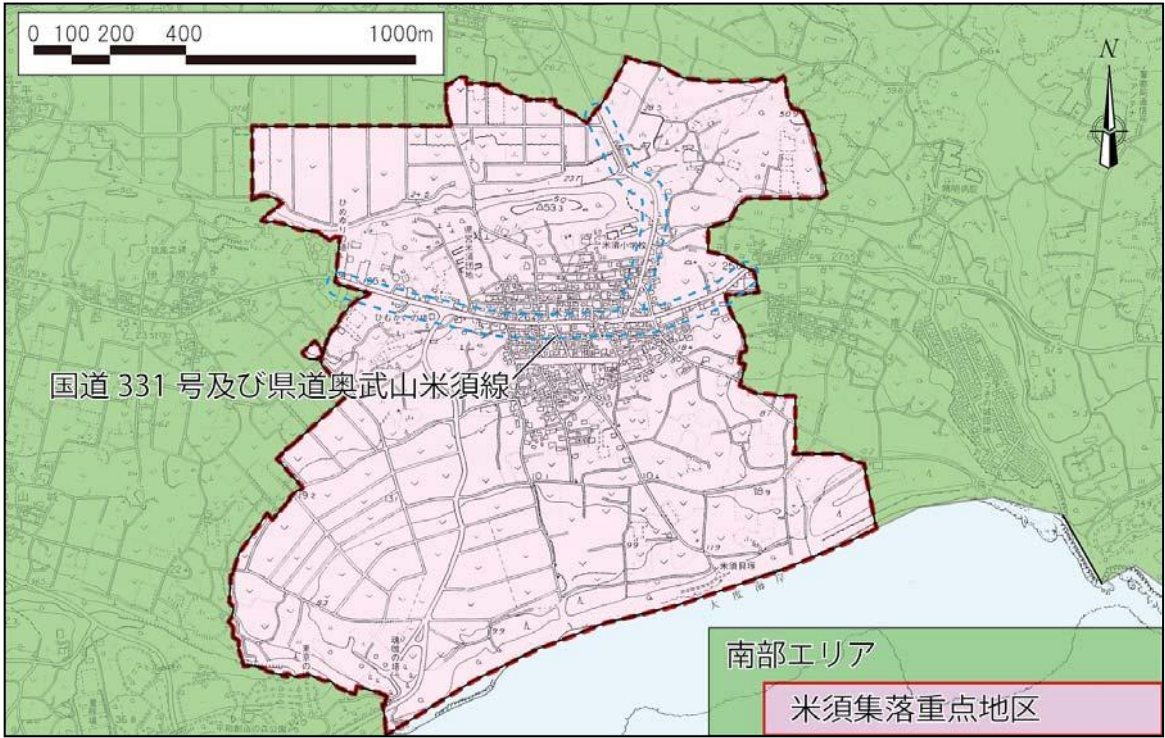
(2) 重点地区におけるまちづくり

重点地区においては、重点地区の景観形成基準に基づき適切な景観誘導を行いながら、市民・事業者・行政の協働による風景づくりに取り組んでいきます。

今後は、当該地区の将来像に基づき公共空間の整備と一体となったまちづくりを推進するとともに、地域の風景づくりに対する意識向上にあわせた景観地区の指定を目指していきます。



図：重点地区位置図（糸満景観形成重点地区）



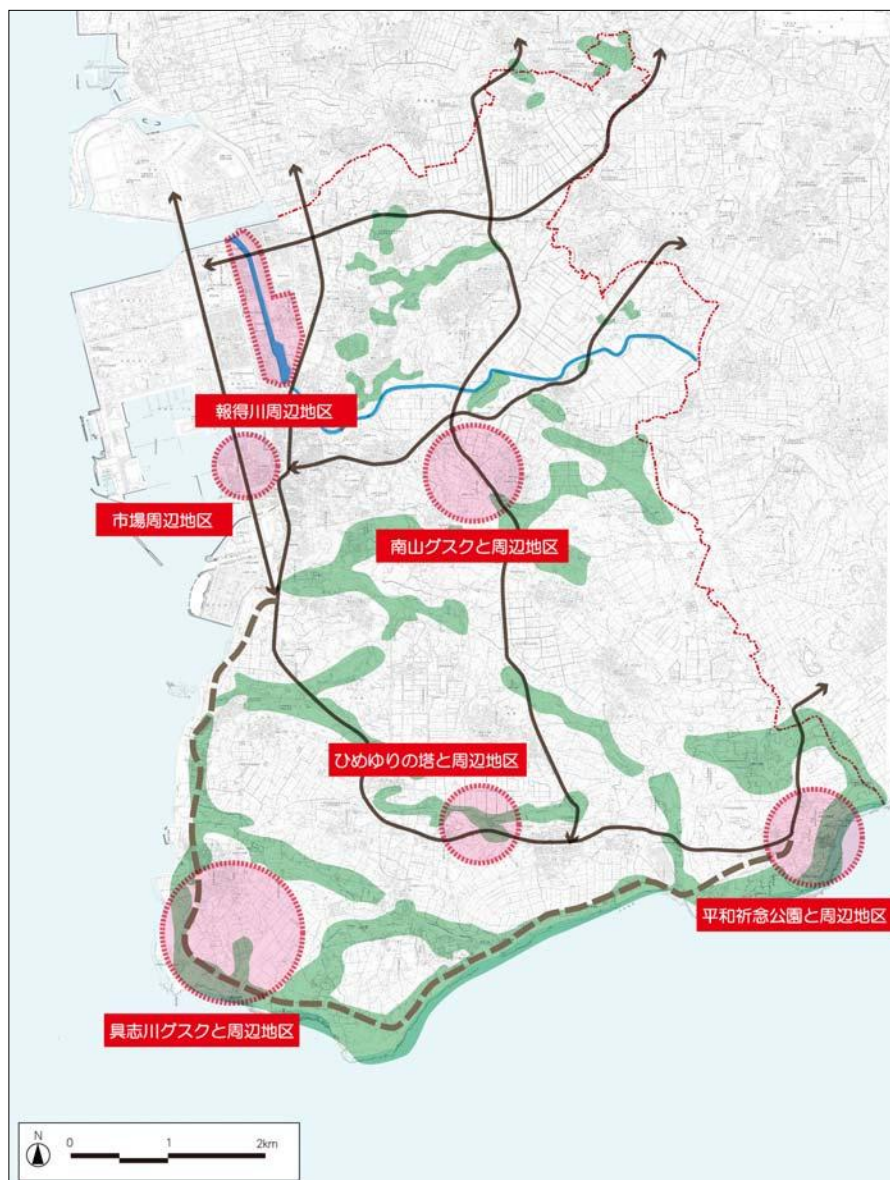
図：重点地区位置図（米須集落景観形成重点地区）

3-4. 景観形成重点地区候補地の設定

本市特有の風景や、歴史的価値のある史跡・建造物などを含む本市における数少ない風景を有する地区を風景づくりの上で重要な地区として、景観形成重点地区候補地（以下、「候補地」とする）と位置づけます。初期段階としては、風景の骨格において拠点と位置付けた5か所に加え、地域の風景づくりにおける取り組みが活発な報得川の河口部一帯の範囲などを候補地とします。

候補地では、地域の主体性に基づく風景づくりを進めていくとして合意が図られた後、住民などとの協働により地区の風景づくり計画を検討し、その策定をもって重点地区に指定することとします。

また、候補地に位置づけられていない地域であっても優れた風景資源を有し、これを核に風景づくりを進めるとして合意が図られた場合は、同様に地区の風景づくり計画を検討し、その策定をもって重点地区に指定することとします。



図：景観形成重点地区候補地位置図